



しろいし

10

50年
福祉特集号

編集と発行 白石市役所総務課・宮城県白石市字桜小路35 昭和35年11月7日第三種郵便物認可 印刷 小泉印刷(株)

重度障害者のための 福祉手当制度発足の

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

身心障害者の福祉については、最近関心がもたれてきており、その中でも特に重度の障害者に対する施策の充実が望まれております。福祉手当制度は、在宅重度障害者に対する施策の一環として新しく設けられた制度であり、日常生活において常時の介護を必要とするような重度の障害者に対し手当を支給することにより、その福祉の向上を図ることを目的とした制度です。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

十月一日から、重度障害者を対象とした福祉手当の支給制度が始まります。
受給資格者
▽身体障害者手帳一級並びに二級の一部(二級の一部は、ろうあ者のみ該当します。)
▽特別福祉手当受給者
▽療育手帳A保持者(知能指数20以下のもの)
▽特別児童扶養手当受給者
▽障害福祉年金一級受給者
▽ねたきり老人
支給要件は
在宅の精神または身体に重度障害のある人。
(1)両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの。
(2)両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができな

い程度のもの。
(3)両上肢の機能に著しい障害を有するもの。
(4)両上肢のすべての指を欠くもの。
(5)両下肢の用を全く廃したものの。
(6)両大腿を二分の一以上失ったもの。
(7)体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。
(8)前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しく支障をきたす程度のもの。
(9)精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの。
(10)身体の機能の障害もしくは、

病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの。
例えば、身体障害者手帳一級および二級、ただし障害の部位によっては一部の人は除かれる。
なお、障害福祉年金、老令福祉年金を除く他の制度による障害年金などを受けていないこと。
所得制限は
本人または扶養義務者の、前年の所得が一定額以上であるときは支給が停止されます。
手当額は
月額四千円で、年三回(一月五月九月)にわけて支給されます。
認定請求受付
該当される方は、次の日程に

- (1) 印鑑
 - (2) 身体障害者手帳
 - (3) 療育手帳
 - (4) 特別児童扶養手当証書
 - (5) 市内金融機関の預金通帳
- より請求してください。
認定請求に必要なもの

認定請求受付日程

月日	地区名	場所	時間
10.13	越河	越河出張所	午前 10:00 " 12:00
"	斎川	斎川出張所	午後 1:30 " 3:00
10.14	大鷹沢	大鷹沢出張所	午前 10:00 " 12:00
"	白川	白川出張所	午後 1:30 " 3:00
10.15	小原	小原出張所	午前 10:00 " 12:00
10.16	白石・福岡大	白石市役所 第二会議室	午前 9:30 午後 3:30



明るい家庭に
明るい社会



この子達に幸せを……

児童手当引上げ 十月一日から実施

▽児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・福祉手当が十月から、次のように改正になります。

▽児童手当

月額四千元から五千元に引き上げられます。
児童手当は、十八歳未満の児童を三人以上養育していて、そのうち一人以上が義務教育終了

▽児童扶養手当

児童一人の場合は、月額九千八百円から一万五千六百円に、三人の場合は、一万六千四百円から一万六千四百円に引き上げられます。三人以上は、児童一人に

つき四百円が加算されます。また、支給対象児童の国籍要件が撤廃されました。

▽特別児童扶養手当
月額一万一千三百円から一万八千円に引き上げられ、さらに対象となる障害程度が拡大され、新たに国民年金法別表二級に相当する程度の障害がある児童にも月一万二千円が支給されます。また、支給対象児童の国籍要件が撤廃され外国人でも支給されます。

特別児童扶養手当は、家庭に
いる二十歳未満の重度心身障害児を養育している方に支給され、障害程度が重度から中度まで拡大されるものです。ただし、国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く）など廃疾を支給事由とする年金を受けることができるときか、受給者の前年の所得が一定額以上のときは支給されません。

▽福祉手当

在宅の障害者で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時、介護を必要とする状態にある方に、月額四千元を支給する制度が新たに設けられました。

現在、特別福祉手当として、重度の精神薄弱と重度の身体障害の両方の障害が重複している方が対象となり、その父、母、養育者に対し三千円支給されますが、十月から新設の福祉手当に引き継がれることとなります。

取扱い所属課

- ▽児童手当……………市民課
- ▽児童扶養手当……………福祉事務所
- ▽特別児童扶養手当……………福祉事務所
- ▽福祉手当……………福祉事務所

各種の手当について、ご不審の点は、市役所内福祉事務所に
おたずねください。

▽重度の障害者の生活

身体はもとよりのこと、その思考さえも自由にならない重障者（重症心身障害者）たちの生きていくしるしは、ただ、声をあげることのみです。この重障者たちは、一人対一人の介添えによって生きていくのです。この人達が少しでも幸せになることを願いつつ。

福祉向上に 活躍している方々

- ▽保護司会
代表菊地 文栄
- ▽更生保護婦人協議会
代表徳力 紀子
- ▽民生委員協議会
代表矢内 幸次
- ▽青少年問題協議会
代表東山 正義
- ▽母子福祉会
代表今野 せい
- ▽身障協会白石支会
代表和泉 三郎
- ▽老人クラブ連合会
代表大場勘一郎
- ▽里親会
代表八島 義吉
- ▽視覚障害者福祉協会
白石支部
代表遠藤 馬治
- ▽心身障害者親の会
代表宮城 勇
- ▽家庭児童相談員
尾形 繁治
大槻 せつ
- ▽生活相談所相談員
(白石地区)
庄司 マツヨ
芳賀 静夫
高橋 春治